

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 23 年度末で期限切れとなる豪雪地帯対策特別措置法第 14 条及び第 15 条の期限延長を図ること。
2. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進
 - (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
 - (2) 冬期間における主要幹線道路の確保のため、除雪機械や消融雪設備の整備促進を図るなど、確実な除雪体制を確立すること。
 - (3) 地域の実情を踏まえ、豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する支援制度を創設すること。
3. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
4. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。